

○藤枝市飼いねこ適正飼育補助金交付要綱

平成8年4月1日

告示第31号

(目的)

第1条 市長は、藤枝市ねこの保護管理指導要綱(昭和57年藤枝市告示第27号。以下「指導要綱」という。)に基づき、ねこの適正な保護管理を図るため、繁殖して適正な飼育が困難であることにより飼いねこの生殖機能を処置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 補助金は、指導要綱第2条の規定に基づき登録されているねこの繁殖の制限が必要であるため、市内で開業している獣医師又は静岡県獣医師会志太支部の獣医師により生殖機能の処置を行った者に対し交付するものとする。

(補助額等)

第3条 補助金の額は、1匹につき生殖機能の処置に要した額2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が4,000円を超えるときは、4,000円とする。

2 補助の対象となるねこの数は、同一年度において、一世帯につき2匹を限度とする。

(交付の申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとするねこの飼育者(以下「申請者」という。)は、特別の理由がある場合を除き、処置を受けた日から30日以内に補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の省略)

第6条 この補助金については、規則第12条ただし書の規定により実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の金額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

請求番号

年度  
飼いねこ適正飼育補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号 ー  
住 所 ー  
氏 名 ー 印  
電話番号 ー

藤枝市飼いねこ適正飼育補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請するので、交付決定の上は交付されるよう併せて請求します。

1 交付申請(請求)額 金                      円

2 ねこの登録番号及び名前 番号:                                      ねこの名前:                                     

3 振込先

口座名義人	口座振替先名	種別	口座番号
(ふりがな)	銀行 信用金庫 農協	普通 当座	

※①口座名義人は、申請者の名義に限ります。

※②下記証明欄は、処置実施獣医師が記入してください。証明欄に記入のない場合は、補助の対象になりません。

4 処置実施獣医師証明欄

処置年月日	年 月 日	性別	雄 雌
処置に要した経費 (消費税抜き)	円		

上記の処置実施獣医師証明欄記載事項について、相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地  
病院名  
獣医師名 印

